

公益社団法人四街道市シルバー人材センター

地区長会議設置要綱

# 公益社団法人四街道市シルバー人材センター 地区長会議設置要綱

## （目 的）

第1条 公益社団法人四街道市シルバー人材センター（以下「センター」という。）地域班設置規程第6条第1項（1）に基づき、地区長会議を設置する。

## （所掌事項）

第2条 センターと地域班の連携を強化し、地域班の運営を円滑に行うための協議を行う。

## （構 成）

第3条 センター地域班設置規程第6条第1項（1）の定めによるものとする。

## （会議の議長）

第4条 会議の議長は、副会長がこれにあたる。

2 副会長が欠けたとき、又は副会長に事故があったときは、会議の議長は会長がこれにあたる。

3 会長が欠けたとき、又は会長に事故があったときは、会議において、出席した正会員及び特別会員の中から議長を選出する。

## （関係者の出席）

第5条 議長は必要に応じて、会議に関係者を参加させて意見を求めることができる。

## （報 酬）

第6条 報酬は、センター役員の諸謝金等の支給に関する規程に準じて、予算の範囲内で支給するものとする。

## （改 廃）

第7条 この要綱の改廃は理事会の決議によるものとする。

## 附 則

- 1 この規程は、平成26年1月8日から施行する。
- 2 この規程（第6条第1項）は、平成29年度定時総会において、公益社団法人四街道市シルバー人材センター理事及び監事の報酬等及び費用に関する規程の改定が議決され、施行される時より施行する。